

事務連絡  
平成30年3月5日

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設  
指定障害児通所支援事業者  
指定障害児入所施設  
の皆様

神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス担当課長

平成30年度における福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の取り扱いについて

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格段の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度における福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書につきましては、平成30年2月1日付で案内と申請様式を障害福祉情報サービスかながわにて掲載し、平成30年4月より当該加算を算定される場合には、平成30年2月28日（水）までに申請書類等の提出を求めたところです。

その後厚生労働省より、平成29年3月28日付障発 0328 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成29年度通知）を廃止し、新たな通知に改正予定として通知案が示され、平成30年度の加算の算定にあたり、都道府県知事等への届け出の提出期限について特例を設けることとされました。（新たな通知の現行からの変更点については下記をご参照ください。）

つきましては、平成30年4月から当該加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等が提出する申請書類等の提出期限を平成30年4月13日（金）必着としますのでご注意ください。

なお、すでに提出していただいている事業者におかれましては、提出書類の内容に変更がない場合、改めての提出は不要です。

#### 【主な変更点】

平成29年度通知からの主な変更点は、以下のとおりです。

○第1の7について

- ・「平成29年度当初の特例」を「平成30年度当初の特例」に変更

○第1の12について

- ・障害者総合支援事業費補助金の事業の名称変更等に伴う所要の変更

○別紙1について

- ・加算算定対象サービスに「共同生活援助（日中サービス支援型）」及び「居宅訪問型児童発達支援」を追加

※ 就労定着支援及び自立生活援助は算定対象外

処遇改善加算提出及び問合せ先

事業所所在地	提出先及び問い合わせ先
横浜市	<p>(障害者) 〒231-0021 横浜市中区日本大通 1 8 横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画調整係 045-671-3601</p> <p>(障害児) 〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 045-671-4278</p>
川崎市	<p>(郵送) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 (持参) 〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地ソリッドスクエア西館 10 階 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課  (問い合わせは FAX のみでお願いします) FAX 044-200-3932</p>
相模原市	<p>〒252-5277 相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5 相模原市健康福祉局福祉部障害政策課指定・指導班 042-707-7055</p>
横須賀市	<p>〒238-8550 横須賀市小川町 1 1 番地 (障害者) 横須賀市福祉部指導監査課 046-822-8411 (障害児) 横須賀市こども育成部こども施設課 046-822-8224</p>
上記以外	<p>〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課 (障害者・障害児共に) 事業支援グループ 045-210-4732</p>